



## ご挨拶

地元の皆様方にはいつもお世話になり本当に感謝しています。

平成30年度予算が成立致しました。予算の執行や税制改正等、政策を総動員してデフレからの脱却を目指します。そして、我が国経済を本格的な成長軌道に乗せることで持続的な「成長と分配」の好循環を作り出していく参ります。更に、経済成長の果実を財政再建、社会保障や教育等の充実、更には国際競争力を強化するためのインフラ整備に向けて國民生活を豊かにして参りたいと決意しています。

政治が安定しなければ政策を前に進めることは出来ません。そして、政策を計画的に継続されることが民間投資を促し景気回復につながると考えます。また、経済成長なしでは、国を守っていくことも難しくなると考えています。今後とも一層謙虚に、そして丁寧に政策を進めて参ります。そして、必ず結果を出して皆様方のご期待の応えて参りたいと存じます。

他方、中国の違法な海洋進出や北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射や核開発等、我が国を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。北朝鮮に対しては、国際社会と連携し考え方を変えさせるための厳しい制裁と圧力をかけてきた結果、5月までに米朝首脳会談がおこなわれる予定となりましたが、北朝鮮が完全に検証可能で、且つ不可逆的な非核化に向けての具体的な行動を示すまで、最大限の圧力を継続する必要があると考えます。

「この国を、守り抜く。」昨年の総選挙で我が党が公約に掲げたスローガンでした。今後とも国際社会との連携を強化し、安全保障政策に万全を期す覚悟であります。

本誌では平成30年度予算と税制改正のポイントをご報告させて頂きますので、ご意見あればお聞かせ下さい。

## ■ 平成30年度予算のポイント

### 1 全世代型社会保障への転換

平成30年の我が国経済は、名目で成長率は2.5%、GDPは564.3兆円、税収は57.7兆円を見込んでいます。

平成30年度予算は、人生100年時代を見据え、社会保障制度を全世代型社会保障へ転換するための内容となっています。そのため、保育の受け皿の拡大や保育士の待遇改善、幼児教育の段階的無償化、給付型奨学金の拡充等、人への投資を重点的に拡充しています。具体的には、平成32年度までに32万人分の保育の受け皿拡大を進めます。また、保育士・介護人材待遇改善については、人事院勧告に伴う賃金引上げに加えて+1.1%の待遇改善を図ります。また、保育士については31年4月から更に1%（月3,000円相当）の賃金引上げ、介護職員については31年10月から1,000億円程度（公費）を投じて待遇の改善を図って参ります。

幼児教育の段階的無償化については31年4月から一部をスタートし、32年4月から全面的に実施する予定です。給付型奨学金については、「社会的養護を必要とする学生、住民税非課税世帯のうち私立・自宅外生のみ」から、「住民

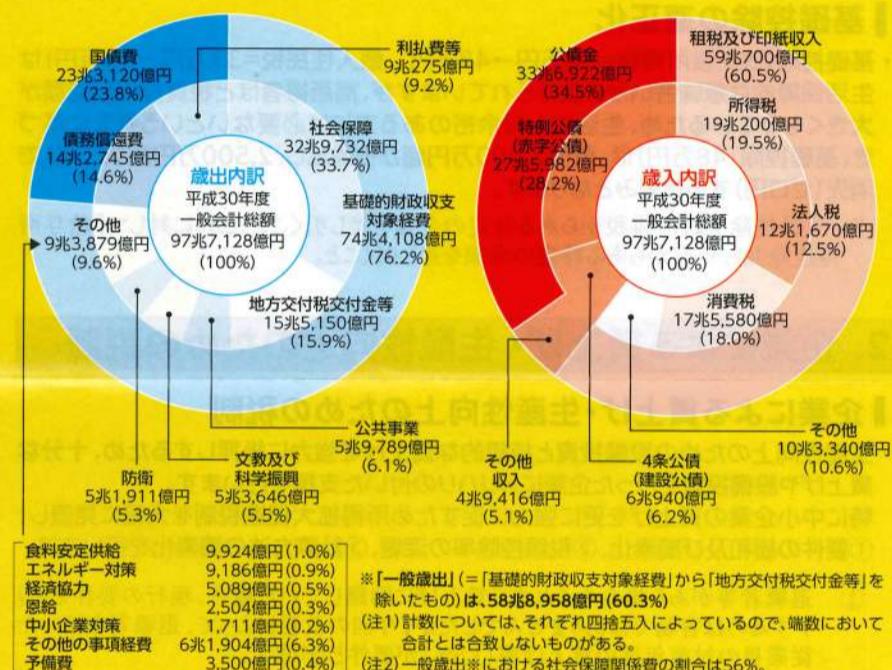
税非課税世帯」に対象を拡充します。（29年度は3,000人⇒30年度は23,000人へ）

### 2 生産性革命について

安部内閣の最重要課題はデフレからの脱却です。そのため、持続的な賃金上昇、生産性向上のための施策を推進する予算を補正予算に引き続き30年度予算においても計上しています。地域の中核企業による設備投資等の促進に162億円、事業継承支援のための措置の拡充に21億円など、中小企業向け支援を充実した内容になっています。

その他、Society5.0（情報技術など複数の技術を組み合わせ、新たな製品やサービスを生み出すための研究・日本政府の造語）の実現に向けて、効率化・高速処理AIチップの産官学連携での研究開発に100億円、量子コンピューター等の光・量子技術の研究開発に22億円、ナノテク・材料分野のオープンプラットフォームの形成に19億円等、我が国のイノベーションを促進して参ります。

### 平成30年度一般会計歳出・歳入の構成



### 3 財政健全化について

2020年のプライマリーバランス（PB）黒字化は消費税の使途変更に伴い達成は極めて困難であると考えます。政府は今夏を目指しPBの黒字化に向けて具体的な目標を公表するとしていますが、新たな財政健全化の計画が決まれば必ず実効性を伴うよう努力を促して参ります。

安倍内閣が発足して以来、新規国債発行額は6年連続で縮減しています。例えば、昨年度は34.4兆円赤字国債を発行していますが、30年度予算（案）では33.7兆円を見込んでおり、0.7兆円減少する見込みです。また、一般会計におけるPBも昨年が-10.8兆円に対し30年度予算（案）では-10.4兆円と0.3兆円改善しています。

### Kouichi Munekiyo Profile

昭和45年8月9日	東大阪市生まれ(47歳)
昭和58年	東大阪市立玉川小学校卒
昭和61年	東大阪市立玉川中学校卒
平成元年	大阪府立花園高等学校卒
平成6年	龍谷大学・文学部・文学科英文学卒
平成6年	民間企業勤務
平成9年	塩川正十郎事務所勤務
平成19年	大阪府議会議員初当選
平成23年	大阪府議会議員選挙2期目当選
平成26年	第47回衆議院議員総選挙初当選
平成29年	第48回衆議院議員選挙当選(2期目)

役職(現職)  
自由民主党大阪府第13選挙区支部長  
自由民主党大阪府支部連合会副会長

### ホームページもご覧下さい

日頃の政治活動をインターネットを通じて配信しています。今後とも出来るだけ皆様方に国政に関する情報を適宣ご報告させて頂きます。

### 私たちと一緒に活動しませんか 党员を募集しています

#### 党費

(4,000円/1年 家族党员 2,000円/1年)

#### 入党資格

1. わが党の綱領、主義、政策等に賛同される方
2. 満18歳以上で日本国籍を有する方
3. 他の政党的党籍を持たない方

入党に関するお問い合わせは、最寄りの自民党所属議員並びに各支部まで

### 自由民主党大阪府第十三選挙区支部

## むねきよ皇一事務所

住所 東大阪市足代 1-14-21-305

電話 06-6726-0090 FAX 06-6726-0091

- ポスター掲示のお願い（ご自宅やガレージ等に設置させてください）
- 後援会入会のお願い（ご住所やお電話番号を会員として登録お願い 費用不要）
- 国会見学随時やっています（国会事務所のスタッフがご案内します）
- メルマガ会員募集（月2回程度活動報告などを配信しています）
- 上記でご不明なことがあれば事務所にお問い合わせください。

### ホームページアドレス

<http://www.kouichi-munekiyo.com/>

宗清皇一

検索

ツイッター <https://twitter.com/munekiyooffice>

メルマガ [3k-munekiyo@j-nop.co.jp](mailto:3k-munekiyo@j-nop.co.jp) へ空メール

ひとりで悩まないでください。法律や行政、暮らしのご相談があれば、お気軽にお声をかけて下さい。

# 平成30年度 税制改正の主なポイント

## 1. 個人所得課税の見直し

### ■ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

- 「働き方改革」を後押しする観点から、特定の収入のみに適用される給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げつつ(上限220万円→195万円)、どのような働き方でも適用される基礎控除を同額(所得税=38万円→48万円個人住民税=33万円→43万円)引き上げます。
- 今回の改正によって約4%の方々には負担増となります、自営の方等は負担減となります。

### ■ 給与所得控除・公的年金等控除の見直し

- 給与所得控除は、これまでの適正化の方針に沿って、控除額が頭打ちとなる給与を850万円超に引き下げます。
- ただし、23歳未満の扶養親族のいる子育て世帯や特別障害者である扶養親族等を有する介護世帯等には負担増が生じないよう措置します。(控除額220万円→210万円)
- 公的年金等控除は、公的年金収入が1,000万円を超える方(全国3,000人程度)の控除額に上限を設けます。更に、年金以外の所得が1,000万円超の方(0.5%)の控除額を引き下げる等の見直しを行います。

給与	850万円	900万円	950万円	1,000万円
控除減	なし	▲5万円	▲10万円	▲15万円
負担額	なし	+1.5万円	+3万円	+4.5万円
給与	1,500万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円
控除減	▲15万円	▲15万円	▲15万円	▲15万円
負担額	+6.5万円	+6.5万円	+7.5万円 (+31.0万円)	+8.3万円 (+34.2万円)

### ■ 基礎控除の適正化

- 基礎控除(改正後所得税=38万円→48万円 個人住民税=33万円→43万円)は生活保障的な意味合いから設けられていますが、高所得者ほど税負担の軽減額が大きくなっているため、生活に十分余裕のある方には必要ないという考えに基づき、基礎控除(48万円)は、所得2,400万円超から逓減し、2,500万円超(0.3%)で消失(ゼロ円)する仕組みとなります。

※「所得控除」は、所得税からある特定の金額を差し引くこと。これに対して「給与所得控除」は、年収からある特定の金額を差し引くこと。

## 2. 企業による賃上げ・生産性向上のための税制

### ■ 企業による賃上げ・生産性向上のための税制

- 生産性向上のための設備投資と持続的な賃上げを強力に後押しするため、十分な賃上げや設備投資を行った企業にメリハリの付いた支援を行います。
- 特に中小企業の賃上げを更に強力に促すため所得拡大促進税制を大幅に見直し、①要件の緩和及び簡素化、②税額控除率の深堀、③計算方法の簡素化を行います。
- ① 退職者等がある場合やこれまで賃上げに躊躇していた場合、現行の要件をクリアするのは容易ではありませんでしたが、今回の改正によって、退職者を除いた従業員の対前年度の賃上げ率(1.5%)が要件となります。
- ② 賃上げ率が1.5%で税額控除が15%(現行は10%)、賃上げ率が2.5%且つ、教育訓練費を増加させた場合には、税額控除が25%になります。
- ③ これまで、1か月ごとに賃上げ額を計算していたものを一年分まとめて計算できるようになります。

### ■ 「生産性革命」の実現に向けた中小企業の設備投資の支援

- 生産性革命集中投資期間中における臨時、異例の措置として、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資(労働生産性が年平均3%以上向上する設備)について、固定資産税を1/2からゼロまで軽減することを可能とする3年間(平成30年~32年)の時限的な特例措置を創設します。

### ■ 事業承継税制の拡充

- 中小企業経営者の高齢化が急速に進展する中で、集中的な代替わりを促すため、10年間の特例措置として、対象株式制限の撤廃や雇用確保要件の弾力化を含め、事業承継税制を抜本的に拡充します。今後ともこうした税制措置に加え、後継者マッチングの支援などの予算措置も合せて、日本経済の基盤である中小企業の世代交代を強力に進めて参ります。
- ① 対象株式数の制限(現行は総株式数2/3)を撤廃し、納税猶予割合を80%→100%引上げます。
- ② 雇用要件を弾力化し、最大3名の後継者に対する贈与・相続まで対象を拡大。
- ③ 経営環境の変化に対応した減免制度を創設して将来の税負担に対する不安に対応。

国会議員として公約の実現に向けて精力的に活動



### ■ 競争力の強化

- 企業外の経営資源・技術を取り込み、企業の生産性向上等を実現するためには、大規模かつ迅速な事業再編によって、戦略分野への選択と集中、プラットフォームの提供、事業ポートフォリオ転換等を推進する必要があります。改正産業競争強化法に基づく特別事業再編計画(仮称)の認定をうけた事業者が行った特別事業再編(自社株式を対価とした公開買い付けなどの任意の株式取得)による株式の交換について、その交換に応じた株主に対する譲渡損益に係る課税を繰り延べることができます。
- 国立大学法人等が外部資金獲得に向けた取組みを一層進められるよう、評価性資産を寄付した場合の非課税措置の要件を大幅に緩和します。

### ■ 観光立国実現

- 観光立国実現に向け、観光促進のための税(出国1回につき1,000円)として国際観光旅客税を創設し、出入国の円滑化をはじめとする高次元の観光施策の財源を確保します。
- 今年度は平成31年1月7日以後の出国旅客に定額1,000円の負担を求めるで、今年度は約60億円の財源が確保できます。観光財源の使途の適正性を確保する観点から法律を改正し法文上使途として明記します。

※使途に関する3つの基本方針

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ④ 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ⑤ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上

### 参考

欧州、オーストラリア、韓国等主要国では、出入国旅客に対する租税等を既に導入済み。例えば、英国では2,000円~6,500円程度、オーストラリアでは5,000円程度。現状を考えると、日本人旅行者は外国で課税されている一方で、訪日外国人旅行者は日本で課税されないという不均衡な状態が解消されます。

## 3. 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

### ■ 森林環境税(仮称)の創設

- 国民皆で森林を支える仕組みとして、森林環境税(仮称)(年額1,000円)を創設します。
- 新税は、全国で実施する防災施策対応のため2023年度まで行われている税率引き上げ(年額1,000円)終了後、2024年度から導入するため、現在とご負担は変わりません。市町村が行う森林整備等は、新税の財源を先取りして、2019年度からスタートする予定です。

## 4. その他の税制改正

### ■ 地方創生の推進(東京一極集中の是正)

- 東京一極集中の是正を図るため、地方拠点強化税制について、東京23区からの移転の場合、従来型よりも支援措置を深堀します。また、東京23区から中部圏中心部や近畿圏中心部への移転を対象に追加するなどの見直しを行います。

### ■ 地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

- 制度導入から20年が経過する中、社会経済情勢の変化等を踏まえ、地方消費税の税収をより適切に最終消費地に帰属させるため、清算基準の抜本的な見直しを行います。

### ■ 土地に係る固定資産税等の負担調整措置の継続

- 現下の地価動向や、デフレからの脱却を確実なものとすることが最優先の政策課題であることを踏まえ、現行の負担調整措置の仕組みを継続します。

### ■ 経済活動の国際化への対応

- 「BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクト」を着実に実施する取組みの一環として、日本に進出する外国企業等の事業利益に対する課税の有無を決める「恒久的施設」の範囲について、租税回避を防止するための見直しを行います。

### ■ 税務手続の電子化の推進

- 経済社会のICT化等を踏まえ、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めるとともに、大法人について電子申告を義務化します。また、所得税の年末調整手続についても、一層電子化を進めます。